

第3次 計画

《 将来像 》 心豊かで活力ある男女共同参画のまち 境港

第2次(平成26年度～平成30年度)

第3次(平成31年度～平成35年度)



目標 (5)

課題 (10) 施策 (26)

目標 (5)

課題 (11) 施策 (27)

I  
心温まる  
意識づくり

- 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する
  - 1 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します
  - 2 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します
  - 3 性に関する健康と権利の理解を深めます
- あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する
  - 4 DV(ドメスティックバイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制を整備します
  - 5 セクシャルハラスメントの防止対策を実施します

I  
心温まる  
意識づくり

- 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する
  - 1 男女共同参画の理解を広げる 啓発 を推進します
  - 2 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します
  - 17 子どもの男女共同参画の理解を促進します
- あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する
  - 4 DV(ドメスティックバイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制を整備します
  - 5 各ハラスメントの防止対策を実施します

II  
活力ある  
まちづくり

- 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する
  - 6 地域活動への男女共同参画を促進します
  - 7 防災・復興分野における男女共同参画を促進します
- 市政への男女共同参画を推進する
  - 8 施策・方針決定過程への女性の参画を促進します
  - 9 行政機関の男女共同参画を推進します

II  
活力ある  
まちづくり

- 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する
  - 6 地域活動への男女共同参画を促進します
  - 7 防災・復興分野における男女共同参画を促進します
- 市政への男女共同参画を推進する
  - 8 施策・方針決定過程への女性の参画を促進します
  - 9 行政機関の男女共同参画を推進します

III  
働きやすい  
環境づくり

- 就労の場における男女共同参画を推進する
  - 10 男女平等の就労環境づくりを促進します
  - 11 働きたい女性の就労を支援します
  - 12 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する
  - 13 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について理解促進を図ります
  - 14 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します

III  
働きやすい  
環境づくり

- 就労の場における男女共同参画を推進する
  - 10 男女平等の就労環境づくりを促進します
  - 11 働きたい女性の就労を支援します
  - 12 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する
  - 13 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について理解促進を図ります
  - 14 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します

IV  
笑顔のある  
暮らしづくり

- 暮らしの中の男女共同参画を推進する
  - 15 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します
  - 16 家庭生活への男女共同参画を促進します
  - 17 子どもの男女共同参画の理解を促進します
- 自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境を進める
  - 18 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます
  - 19 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます
  - 20 DVやジェンターに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます

IV  
笑顔のある  
暮らしづくり

- 暮らしの中の男女共同参画を推進する
  - 15 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します
  - 16 家庭生活への男女共同参画を促進します
- 自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める
  - 18 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます
  - 19 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます
  - 20 DVやジェンターに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます
- 生涯を通じた、男女の健康の保持増進を支援する
  - 3 性に関する健康と権利の理解を深めます
- 新 生涯を通じた男女の健康管理・保持・増進対策を推進します

計画の推進

- 推進体制の整備
  - 21 市民組織・団体
  - 22 市役所庁内組織
  - 23 男女共同参画を推進していくための拠点
  - 24 連携・共同
- 計画の進行管理
  - 25 計画の進捗状況の把握
  - 26 市民意識の把握

計画の推進

- 推進体制の整備
  - 21 市民組織・団体
  - 22 市役所庁内組織
  - 23 男女共同参画を推進していくための拠点
  - 24 連携・共同
- 計画の進行管理
  - 25 計画の進捗状況の把握
  - 26 市民意識の把握

は「女性活躍推進法」に基づく推進計画と定めるもの。 斜字は、施策を移動、新設するもの。